

■ 悪性腫瘍特異物質治療管理料 ■

検査項目		
イ 尿中BTAに係るもの 220 点		初回月 150 点加算
ロ その他のもの(下欄参照) 1項目の場合 360 点、2項目以上の場合 400 点		
CEA(癌胎児性抗原)	TPA(組織ポリペプチド抗原)	ロについて、 1回目の悪性 腫瘍特異物 質治療管理 料を算定す べき月に限 り、所定点 数に加算す る。 ただし、当 月の前月に 腫瘍マーカ ーの所定点 数を算定し ている場合 はこの限 りではない。
BFP(塩基性フェトプロテイン)	αフェトプロテイン(AFP) 定量	
AFP レクチン分画比(L3%)	PIVKA II	
神経特異エノラーゼ(NSE)	SCC 抗原(扁平上皮癌関連抗原)	
サイトケラチン 19 フラグメント(シフラ)	ProGRP(ガストリン放出ペプチド前駆体)	
シアリル Le ^x -i 抗原(SLX)	PAP(前立腺酸性フォスファターゼ)	
PSA(前立腺特異抗原)	γセミノプロテイン(γSm)	
CA125 CA72-4	シアリル Tn 抗原(STN)	
癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	DUPAN-2	
CA54/61 CA602	CA19-9 エラスターゼ1(IRE)	
SPan-1 NCC-ST-439	CA15-3 BCA225	
I型コラーゲン C テロペプチド(I CTP)	デオキシピリジノリン	
TRACP-5b	尿中I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド	
フリーPSA/トータルPSA	(NTx)	
抗p53抗体	可溶性 IL-2 受容体	
血清 HER2 タンパク	HE4	
可溶性モノテリン関連ペプチド	尿中核マトリックスプロテイン 22(NMP22)	

- 悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行ってもそれに係る費用は別に算定できない。
- 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- 腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査および治療管理を行ったときに算定する。

- 注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- 注3 注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点を口の所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
- 注4 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、口の所定点数のみにより算定する。
- 注5 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
- 注6 注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。